

日本言語テスト学会会則

第1章 総則

第1条 名称

本会は、日本言語テスト学会 (The Japan Language Testing Association: 略称 JLTA) と称する。

第2条 所在地

本会の所在地は

〒162-0801 東京都新宿区 山吹町 358-5 アカデミーセンター (株)国際文献社内 日本言語テスト学会事務局とする。

第3条 目的

本会は、言語能力の測定と評価に関する理論の研究を深め、その応用・実践を推進して、国際社会の外国語教育発展に寄与することを目的とする。また、言語テストに関する国や自治体等の方針に対し、助言を与えながら、啓蒙を進める。

第4条 主たる事業

本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 全国研究大会を原則毎年開催
- (2) 研究例会、セミナー等の開催
- (3) 国際会議、国際ワークショップ等の開催
- (4) Newsletter, 学会誌等の発行
- (5) その他、本会の目的達成のために必要な事業

第2章 会員

第5条 会員

本会は、本会の趣旨に賛同した一般会員、学生会員、シニア会員、賛助会員(企業・各種団体等)、ならびに名誉会員から成る。

- (1) 一般会員 以下の(2)～(5)に当てはまらないすべての会員を一般会員とする
- (2) 学生会員 学生会員は学籍を有する者とし、常勤職を有しない大学生・大学院生・研究生などに適用する
- (3) シニア会員 当該年度の4月2日時点での満年齢が65歳以上で、常勤・非常勤職を有しない者とする
- (4) 賛助会員 言語テストや言語教育に関わる事業を行っている団体で、第3条の目的に賛同する者とする
- (5) 名誉会員 日本言語テスト学会や言語テストに関する顕著な功績があった、あるいはある者を対象とし、理事会で認められた者とする

第6条 会員の権利と義務

本会の会員は、以下の権利と義務を有する。理事選挙の選挙権は一般会員・学生会員・シニア会員に限る。被選挙権は一般会員・シニア会員に限る。賛助会員および名誉会員は理事選挙の選挙権・被選挙権を有しない。

- (1) 全国研究大会において発表に応募する権利
- (2) 学会誌に論文を投稿する権利
- (3) 学会誌を受け取る権利
- (4) Newsletterやメール等、学会の発信する情報を受け取る権利
- (5) 年次総会に出席し、審議に参加する権利と義務
- (6) 理事選挙の選挙権・被選挙権
- (7) 本会則第7条に従い、年会費を納入する義務

第7条 入会および会費

本会に入会を希望する者は、本会所定の入会申込書を送付することで申し込みを行い、理事会の承認を受けなければならない。

2 会員は、入会の初年度に、入会金 1,000 円を納入する。

3 会員は、毎年度 6 月 30 日までに、年会費を以下の通り納入する。

- (1) 一般会員 8,000 円
- (2) 学生会員 5,000 円

(3) シニア会員 5,000 円

(4) 賛助会員 50,000 円 (1 口)

4 名誉会員の入会金・年会費は不要とする。

5 学生会員の資格を有する者は、本会事務局に対し、毎年度、学生証の写し等学籍を証明する書類を、年会費納入時に提出する。なお、学生会員の資格を喪失した者は自動的に一般会員となる。

6 シニア会員の資格を有する者は、本会事務局に対し、シニア会員となる年度の始めに、年齢と常勤・非常勤職がないことを報告する書類を提出する。常勤・非常勤の有無について変更があった場合にも同様とする。

7 支払われた会費等については理由を問わず一切返還しない。

8 会員は全員住居や勤務先の変更があった場合、変更手続きを学会ホームページ内の MyPage から必ず行うこととする。

第 8 条 退会

会員は、いつでも退会することができる。ただし、1 か月以上前に事務局長に対して予告をするものとする。

第 9 条 除名

本会の会員が、通説の研究倫理 (研究内容の捏造、改ざん、剽窃、二重投稿、ギフトオーサiership など、『研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン』(文部科学省, 2014) に掲載されているもの) に反する行為など、本会の学術団体としての名誉を傷つける行為をし、又は会員としての義務に違反する等除名すべき正当な事由があるときは、総会の決議によりその会員を除名することができる。

第 10 条 会員の資格喪失

会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき

(2) 除名されたとき

(3) 成年被後見人又は被保佐人になったとき

(4) (個人の場合) 死亡し、又は失踪宣告を受けたとき

(5) (法人の場合) 解散したとき

(6) 2 年以上会費を滞納したとき

第 11 条 資格の回復

第 10 条 (1) および同条 (6) に該当し、会員資格を喪失した者は、本人の希望で資格を回復することができる。ただし、(6) によって資格を喪失した者は、再入会の際に入会金と年会費、および前回資格喪失した際に未納であった分の年会費の総額を入会時に支払うものとする。

第 12 条 会員名簿

本会は、会員の氏名又は名称および住所、電話番号、メールアドレス、FAX 番号、所属、役職、会費納入状況を記載した会員名簿を作成する。

2 会員名簿は事務局長、事務局次長、および国際文献社会員管理センター担当者のみが閲覧する権限を持ち、一般には公開しない。

3 2 の例外として、2 年ごとの各委員選出時に会員の氏名、所属、メールアドレスのみを各委員長に共有する。

第 3 章 会員総会

第 13 条 構成

会員総会は、すべての会員をもって構成する。

第 14 条 権限

会員総会は、次の事項について決議する。

(1) 年次事業報告および事業計画の承認

(2) 決算および予算案の承認

(3) 会員の除名

(4) 理事および委員選任結果の承認

(5) 会則の変更

(6) 解散および残余財産の処分

(7) その他会員総会で決議するものとして本会則で定める事項

第 15 条 開催

本会の会員総会は、定時会員総会および臨時会員総会とし、定時会員総会は、毎年 1 回開催し、臨時会員

総会は、必要に応じて開催する。

2 原則として定時会員総会は全国研究大会の閉会式後に開催する。

第16条 招集

定時総会以外の会員総会は、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会員の5分の1以上の会員が、会長に対し、会員総会の目的である事項および招集の理由を示して、会員総会の招集を請求したときは、会長は臨時総会を開催しなければならない。

第17条 議長

会員総会の議長は、会長がこれに当たる。

第18条 議決権

会員総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

2 賛助会員の議決権は、1団体につき1個とする。ただし、一般会員、学生会員、シニア会員、名誉会員を兼ねる会員は個人資格で1個の議決権を有することとする。

第19条 決議

会員総会の決議は、出席した会員の議決権の過半数をもって決する。

第20条 議事録

議事録は電磁的方法により作成・保存する。議長および出席者のうち1名を議事録署名人とし、署名(電子署名含む)し、押印は要しない。

第4章 役員

第21条 役員

本会に、理事として次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名(うち1名を筆頭の副会長とする)
- (3) 事務局長 1名
- (4) 事務局次長 若干名
- (5) 特別任命幹事 必要に応じて若干名
- (6) 各委員会委員長 各1名
- (7) 選出理事 3名以上5名以内

2 会長、副会長は選出理事から選ぶものとし、各委員会委員長・事務局長・事務局次長との兼任は認めない。

第22条 理事の選任

理事は、以下に定める方法により選任され、会員総会の決議によって正式に確定する。

- 2 選出理事は、別に定める選挙細則に従い選出される。
- 3 新たに選出理事が確定した後、その互選により会長が選出される。
- 4 副会長は選出理事内の互選により選出される。
- 5 事務局長は会長の指名によって選出される。
- 6 事務局次長は事務局長の推薦によって選出される。
- 7 特別任命理事は会長の指名によって選出される。
- 8 各委員会委員長は各委員会において委員の互選によって選出される。

第23条 理事の職務および権限

理事は、理事会を構成し、本会則の定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長が不在の場合は、副会長(筆頭)が会長代行として会長職務を代行する。
- 4 選出理事は、理事会の構成員として、本会の運営に関する事項の審議・決定に参加する。
- 5 事務局長は、会長の委嘱により、庶務・会計等を担当する。
- 6 事務局次長は、会長の委嘱により、事務局長を補佐する。
- 7 特別任命理事は、会長の委嘱により、本会運営に助言を行う。
- 8 各委員会委員長は、各委員会の職務を遂行し、委員の活動を統括する。
- 9 名誉会長を、理事会の推薦により置くことができる。

第24条 理事の任期

会長・副会長・事務局長の任期は、1期(2年)とし、連続する2期(4年)を超えてその任に留まることできない。ただし、特段の事情があり、学会の運営に影響を及ぼす可能性がある場合には、1期(2年)に限り延長することができる。

- 2 選出理事の任期は、1期(2年)とし、連続する4期(8年)を超えてその任に留まることができない。
- 3 事務局次長の任期は、1期(2年)とし、連続する2期(4年)を超えてその任に留まることができない。ただし、前任が事務局長であった者については、事務局長の任が終了した次の期について1期(2年)のみ任期を付与することを可能とする。
- 4 特別任命理事の任期は、1期(2年)とし、連続する2期(4年)を超えてその任に留まることができない。
- 5 各委員会委員長の任期は、1期(2年)とし、再任を妨げない。
- 6 名誉会長の任期は、1期(2年)とし、再任を妨げない。
- 7 選出理事の欠員補充は選挙細則による。それ以外の理事に欠員が生じたときは、その後任者を新たに会長の指名により選任する。その場合の理事の任期は、前任者の残余期間とする。

第25条 理事選挙の管理体制

選出理事は、別に定める選挙細則に基づき選出される。事務局がその運営を担い、理事会が選挙の実施状況および結果を監査・承認するものとする。

第26条 理事の解任

理事が社会通念上重大な倫理的違反行為を行ったと認められる場合、理事会は出席理事の4分の3以上の同意により当該理事の職を解くことができる。

- 2 選挙により選ばれた選出理事の職を解いた場合、会員総会において事後報告を行う。

第5章 理事会

第27条 構成

本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- 3 委員長を兼ねる理事が理事会を欠席する場合、代理の委員が出席するものとする。
- 4 必要に応じ、オブザーバーの参加を認める。

第28条 権限

理事会は、本会則に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 本会の運営に関する事項の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督

第29条 招集

理事会は、会長または会長代行が招集する。

- 2 会長または会長代行を除く理事の4分の3以上の同意がある時は、招集手続を経ないで理事会を開催できる。

第30条 議長

理事会の議長は、会長がこれに当たる。

第31条 決議

理事会の決議は、本会則に別段の定めがある場合を除き、出席した理事の過半数をもって決する。

第32条 報告の省略

理事が理事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

第33条 議事録

理事会の議事については、電磁的方法により議事録を作成・保存する。

議長および出席理事のうち1名を議事録署名人とし、署名(電子署名含む)し、押印は要しない。

第34条 理事会規則

理事会の運営に関し必要な事項は、本会則に定めるもののほか、理事会の規則で定める。

第6章 委員会

第35条 構成

本会に以下の委員会を置く。

- (1) 学会誌編集委員会 学会誌の査読・編集
- (2) 広報委員会 Newsletterの編集
- (3) 研究会運営委員会 研究例会・全国研究大会の企画・運営
- (4) ワークショップ運営委員会 言語テスト・ワークショップの企画・運営
- (5) 最優秀論文表彰委員会 最優秀論文表彰制度の運営
- (6) 著作賞選考委員会 著作賞表彰制度の運営

- (7) Web ページ管理委員会 Web 管理・運営
- (8) Web 公開委員会 Web 公開の企画・運営
- (9) JLTA 研修講師派遣委員会 研修講師派遣事業の企画・運営
- (10) 会計監査委員会 本会の会計監査

第 36 条 設立および解散

委員会は、会員総会の決議によって新たに設置することができる。

2 委員会は、会員総会の決議によって解散することができる。

第 7 章 会計

第 37 条 学会年度および会計年度

本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで年 1 期とする。

2 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から (翌年) 3 月 31 日まで年 1 期とする。

第 38 条 活動報告および決算

本会の活動報告および決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、会計監査委員会の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時会員総会に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 運営報告
- (2) 決算報告
- (3) 予算報告

第 8 章 解散および清算

第 39 条 解散

本会は、会員総会における、総会員の 4 分の 3 以上に当たる多数の決議によって解散する。

第 40 条 残余財産の帰属

本会が清算をする場合において有する残余財産は、会員総会の決議を経て、本会と類似の目的を有する団体等に贈与するものとする。

本会の設立は 1996 年 12 月 15 日であり、以降付則の通り会則を順次改訂している。

付則 本会則は 1998 年 8 月 1 日より施行する。

2001 年 4 月 1 日	改訂・施行
2001 年 11 月 1 日	改訂・施行
2004 年 4 月 1 日	改訂・施行
2011 年 4 月 1 日	改訂・施行
2012 年 4 月 1 日	改訂・施行
2014 年 4 月 1 日	改訂・施行
2018 年 4 月 1 日	改訂・施行
2019 年 4 月 1 日	改訂・施行
2020 年 4 月 1 日	改訂・施行
2021 年 4 月 1 日	改訂・施行
2025 年 9 月 13 日	改訂・施行